

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県立武道スポーツセンター
---------	----------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<センター専用使用料>

（単位：円）

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
全館	スポーツに使用する場合	8時間	90,000	<u>93,700</u>	3,700	
		12時間	134,000	<u>138,000</u>	4,000	
	その他に使用する場合	8時間	177,000	<u>180,000</u>	3,000	
		12時間	263,000	<u>268,000</u>	5,000	
多目的競技場	スポーツに使用する場合	時間	3,700	3,700	0	
	その他に使用する場合	時間	11,100	11,100	0	
武道場	道場1	スポーツに使用する場合	時間	890	890	0
		その他に使用する場合	時間	2,650	2,650	0
	道場2	スポーツに使用する場合	時間	890	890	0
		その他に使用する場合	時間	2,650	2,650	0
	道場3	スポーツに使用する場合	時間	890	890	0
		その他に使用する場合	時間	2,650	2,650	0

<センター部分使用料>

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
多目的競技場	フロアの1/2を使用する場合		時間	1,850	1,850	0
	フロアの1/4を使用する場合		時間	950	950	0
武道場	道場1	1/2を使用する場合	時間	450	450	0
	道場2	1/2を使用する場合	時間	450	450	0
	道場3	1/2を使用する場合	時間	450	450	0

【備考(センター専用使用料、センター部分使用料)】

改正前	改正後(案)
1 必要体育用具の使用料を含む。	1 (同左)
2 その他に使用する場合で土曜日、日曜日又は祝日に使用するとき、それぞれ上記使用料の額の2割増しとする。	2 (同左)
3 入場料(前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額)又は会費を徴収して使用する場合は、催物1回につき一般1人当たりの税込入場料又は会費の額の最高額を100倍(観客をフロアに収容するときは、150倍)した額を加算する。	3 (同左)
4 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児(4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が専ら利用する場合の上記使用料の額、第2項の割増額及び前項の加算額は、上記使用料の額、第2項の割増額及び前項の加算額に、それぞれ1/2を乗じた額とする。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。	4 (同左)
5 知事が別に定める障害者(以下この部において「障害者」という。)が専ら利用する場合の上記使用料の額、第2項の割増額及び第3項の加算額は、上記使用料の額、第2項の割増額及び第3項の加算額に、それぞれ1/2を乗じた額とする。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。	5 (同左)

【備考（センター専用使用料、センター部分使用料）】

改正前	改正後（案）
<p>6 その他に使用する場で次に掲げる団体が主催して使用する時の上記使用料の額、第2項の割増額及び第3項の加算額は、上記使用料の額、第2項の割増額及び第3項の加算額に、それぞれ1/2を乗じた額とする。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>一 公益財団法人大分県スポーツ協会及びその加盟団体</p> <p>二 地方公共団体</p> <p>三 教育関係団体</p> <p>四 福祉関係法の適用を受ける団体</p>	6 （同左）

<センター個人使用料>

（単位：円）

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
トレーニング ルーム		人/回	360	370	10
	回数券で利用する場合に限る。	人（11回）	3,600	3,700	100

【備考】

改正前	改正後（案）
1 1回の使用時間は、2時間とする。	1 （同左）
2 高等学校の生徒、中学校の生徒及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に1/2を乗じた額とする。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。	2 （同左）
3 障害者が利用する場合の使用料は、徴収しない。	3 （同左）

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
卓球	照明設備を使用する場合		台/時間	210	220	10
	照明設備を使用しない場合		台/時間	170	170	0
バドミントン	照明設備を使用する場合		面/時間	410	420	10
	照明設備を使用しない場合		面/時間	340	340	0
武道場	道場1	照明設備を使用する場合	人/2時間	230	230	0
		照明設備を使用しない場合	人/2時間	110	110	0
武道場	道場2	照明設備を使用する場合	人/2時間	230	230	0
		照明設備を使用しない場合	人/2時間	110	110	0
武道場	道場3	照明設備を使用する場合	人/2時間	230	230	0
		照明設備を使用しない場合	人/2時間	110	110	0

【備考】

改正前	改正後(案)
1 照明設備を使用する場合は、照明設備に係る附属設備の使用料は、徴収しない。	1 (同左)
2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児(4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に1/2を乗じた額とする。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。	2 (同左)
3 障害者が利用する場合の使用料は、徴収しない。	3 (同左)

<附属設備の使用料>

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後(案)	改定見込額	
放送設備			一式/回	2,000	2,400	400	
電源装置			1キロワット/時間	20	20	0	
多目的競技場照明設備	全部点灯		時間	1,150	1,350	200	
	1/2点灯		時間	600	700	100	
	1/4点灯		時間	300	350	50	
武道場照明設備	道場1	天井照明	全部点灯	時間	130	160	30
			1/2点灯	時間	70	80	10
		投光器	全部点灯	時間	30	40	10
			1/2点灯	時間	20	20	0
	道場2	天井照明	全部点灯	時間	130	160	30
			1/2点灯	時間	70	80	10
		投光器	全部点灯	時間	30	40	10
			1/2点灯	時間	20	20	0
	道場3	天井照明	全部点灯	時間	130	160	30
			1/2点灯	時間	70	80	10
		投光器	全部点灯	時間	30	40	10
			1/2点灯	時間	20	20	0
多目的競技場冷房設備	競技フロア		全部使用	時間	7,800	8,400	600
			1/2使用	時間	3,900	4,200	300
			1/4使用	時間	1,950	2,100	150
	観客フロア		全部使用	時間	5,800	6,400	600
			1/2使用	時間	2,900	3,200	300

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
多目的競技場暖房設備	競技フロア	全部使用	時間	8,400	<u>9,000</u>	600
		1/2使用	時間	4,200	<u>4,500</u>	300
		1/4使用	時間	2,100	<u>2,250</u>	150
	観客フロア	全部使用	時間	4,850	<u>5,250</u>	400
		1/2使用	時間	2,450	<u>2,650</u>	200
武道場冷房設備	道場1	時間	1,450	<u>1,550</u>	100	
	道場2	時間	1,450	<u>1,550</u>	100	
	道場3	時間	1,450	<u>1,550</u>	100	
武道場暖房設備	道場1	時間	950	<u>1,050</u>	100	
	道場2	時間	950	<u>1,050</u>	100	
	道場3	時間	950	<u>1,050</u>	100	
長机		脚/回	60	60	0	
折り畳み椅子		脚/回	30	30	0	

<その他>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
貴賓室使用料		時間	1,400	1,400	0
放送室使用料		時間	350	<u>420</u>	70
会議室使用料	会議室1	時間	420	<u>460</u>	40
	会議室2	時間	130	<u>150</u>	20
	会議室3	時間	130	<u>150</u>	20
選手用更衣室使用料	選手用更衣室1	日	1,800	<u>1,850</u>	50
	選手用更衣室2	日	1,800	<u>1,850</u>	50

<その他>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
師範室使用料	師範室1	時間	130	<u>150</u>	20
	師範室2	時間	130	<u>150</u>	20
	師範室3	時間	130	<u>150</u>	20